

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

2021年2月16日

02-補-E-07-0001 改0

先行審査プラントの記載との比較表（補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		補足-360-3【中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料】	図書構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所


先行審査プラントの記載との比較表（補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目 次</p> <ol style="list-style-type: none">1. 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表2. 事象選定の考え方について3. 中央制御室の居住性評価（設計基準事故時）に係る被ばく評価（冷却材喪失）における原子炉格納容器漏えい率について4. 中央制御室の居住性評価（設計基準事故時）に係る被ばく評価（冷却材喪失）における再循環運転の考慮について5. 中央制御室の居住性評価（設計基準事故時）に係る被ばく評価（主蒸気管破断）における燃料棒からの追加放出量について6. 居住性評価に用いた気象資料の代表性について7. 線量評価に用いる大気拡散の評価について8. 中央制御室の居住性評価（設計基準事故時）の直交替の考慮について9. 内規との適合性について10. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価条件11. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価における大気中への放出放射エネルギーの推移について12. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>＜柏崎7号との比較＞ 評価モデルの相違 （女川はあらかじめコンクリート施工誤差を考慮して評価している）</p> <p>設備の相違 （女川の空気流入率試験は設備改造工事後に実施する（1, 2号中央制御室の共用取りやめによる））</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>価における原子炉格納容器漏えい率について</p> <p>13. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価における原子炉格納容器内での除去効果について</p> <p>14. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価における原子炉格納容器内における無機よう素の自然沈着効果について</p> <p>15. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価におけるサブプレッションプールでのスクラビングによる除去効果（無機よう素）について</p> <p>16. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価における原子炉格納容器外への核分裂生成物の放出割合の設定について</p> <p>17. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価におけるよう素の化学形態の設定について</p> <p>18. 中央制御室の居住性評価（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価におけるNUREG-1465を用いた評価とMAAP解析での評価の比較について</p> <p>19. 炉心の著しい損傷が発生した場合の居住性評価（被ばく評価）に用いる大気拡散の評価について</p> <p>20. 中央制御室換気空調系のフィルタ保持容量及び吸着容量について</p> <p>21. 中央制御室換気空調系フィルタ内放射性物質からの被ばくについて</p> <p>22. 全面マスクによる防護係数について</p> <p>23. 原子炉建屋原子炉棟の負圧達成時間について</p> <p>24. グランドシャイン評価モデルについて</p> <p>25. エアロゾルの乾性沈着速度について</p> <p>26. 地表面への沈着速度の設定について</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違 （女川は負圧達成時間を評価している）</p> <p>記載箇所の相違 （女川はVI-1-7-3-別添3に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		27. 有機よう素の乾性沈着速度について 28. 実効放出継続時間の設定について 29. 待避時間の設定根拠について 30. 遮蔽モデル上でのブローアウトパネルの扱いと影響評価 31. 中央制御室に保管する飲食料等について 32. 2次しゃへい壁及び補助しゃへいにおける入射線量の設定方法について 33. 重大事故等時の1次しゃへい壁の熱除去の評価について 34. 審査ガイドへの適合状況	図書構成の差異 （東海第二は、生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書に記載している） 設備構成の相違 （女川2号は生体遮蔽装置に補助しゃへいを含めている） 設備名称の相違